

環境影響評価条例（旧条例）手続きの流れ(概要)



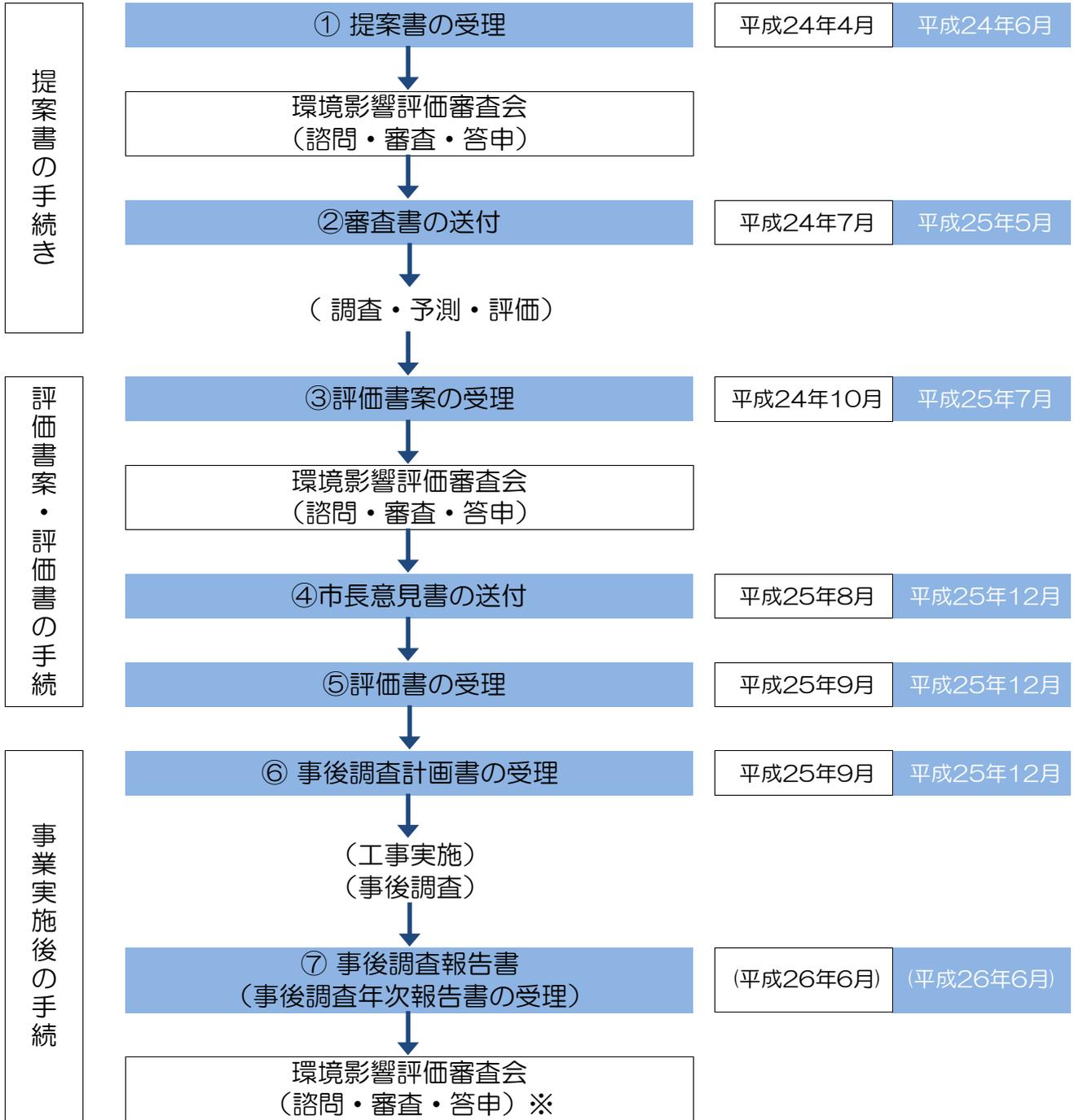
*1 吹田貨物ターミナル駅建設事業

*2 吹田東部拠点土地整備事業

*3 (仮称)吹田千里丘

環境まちづくり影響評価条例（新条例）手続きの流れ(概要)

スタジアム建設*1 エキスポ跡地*2



*1 (仮称) 吹田市立スタジアム建設事業 *2 (仮称) エキスポ跡地複合施設開発事業

吹田市環境まちづくり影響評価条例（抜粋）

第21条

市長は、事後調査報告書の提出があったときは、これを審査し、対象事業の実施等が環境にもたらす影響について評価書における予測と事後調査の結果との間に著しい相違が認められる場合において、環境の保全及び良好な環境の創造のために追加の取組が必要であると認めるときは、事業者に対し、必要な取組を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。この場合においては、第6条第4項の規定を準用する。

第6条第4項

市長は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ、吹田市環境影響評価審査会の意見を聴かなければならない。